

令和6年度 償却資産(固定資産税) 申告の手引

提出期限 令和6年1月31日(水)

申告期限間近になりますと、窓口が混雑いたしますので、なるべく1月19日(金)までに提出されることをおすすめします。

- 申告書を郵送で提出される方で、控え用の返送を希望される場合は、必ず切手を貼付した返信用封筒を同封してください。
なお、同封されていない場合には、控えは返送しませんので、あらかじめご了承ください。
- 該当資産のない方、資産の増減のない方、休業、廃業の場合も申告書の備考欄にその旨を記入の上、申告書の提出をお願いします。
また、加除訂正は赤ボールペン等を使用し、朱書きで行うようお願いします。
- マイナンバー(個人番号または法人番号)の記入が義務化されました。別添のマイナンバーに係る説明書をお読みになり、ご記入、添付書類の提出をお願いします。
- 申告すべき事項について、正当な事由がなく申告をしなかった場合は、西都市市税条例第75条の規定により10万円以下の過料に科せられます。

西 都 市

I 申告に際して

1 申告していただく方は

農業・工場や商店の経営、駐車場やアパート等の貸し付け、発電業(売電)など、会社や個人で事業を行っている方で、市内に償却資産をお持ちの場合は、**地方税法第383条**の規定により、毎年1月1日現在の所有状況を1月31日までに申告していただくことになっています。

2 申告する資産とは

令和6年1月1日現在事業の用に供することができる次のような資産は申告が必要です。

- (1) 土地及び家屋以外の有形の固定資産で、所得税法または法人税法の所得の計算上、減価償却の対象となる資産(土地および家屋の用語の意義は、地方税法第341条の規定によります。)

◎次のような資産も事業の用に供することができる状態であれば申告の対象となります。

- ア 建設仮勘定で経理されている資産
 - イ 決算期以後に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
 - ウ 簿外資産(会社の帳簿に記載されていない資産)
 - エ 償却済み資産(減価償却を終わり、残存価額のみ帳簿に計上されている資産)
 - オ 遊休資産(稼働を休止しているが、維持補修が行われている資産)
 - カ 未稼働資産(既に完成しているが、まだ稼働していない資産)
 - キ 借用資産(リース資産)で、契約の内容が割賦販売と同等である資産(リース資産は2ページを参照)
 - ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2または第67条の5の適用により即時償却した資産
- (2) 耐用年数が1年以上または取得価額が10万円以上のもので、固定資産に関する帳簿等に計上されている(減価償却費が計上されている)もの
※取得価額が20万円未満のもので、一括して3年間で損金又は必要な経費に算入する対象としたもの(「一括償却」の取扱いをしたもの)は除きます。
- (3) 賃借人(テナント)が施工した内装・造作及び建築設備等
※賃借人が償却資産として申告することになります。

3 非課税となる資産

地方税法第348条、同法附則第14条、地方税法施行令第49条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

固定資産税非課税申告書に必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともにご提出ください。

4 課税標準の特例を受ける資産

地方税法第349条の3、同法附則第15条、第64条等に規定する一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用され固定資産税が軽減されます。

主なものは以下のとおりです。

- 生産性向上特別措置法の施行(平成30年6月6日)に伴い、対象となる中小企業者等が市の認定を受けた先端設備等導入計画に従って新規取得した資産のうち、所定の要件を満たす機械・装置等。市が発出した認定書並びに認定申請書の写しを添付。
- 固定価格買取制度対象外かつ国の再生可能エネルギー事業者支援事業費補助を受けて取得した太陽光発電設備(令和2年4月1日から令和6年3月31日までに取得したもの)。補助金の決定通知書の写しを添付。

5 企業等の電算処理による申告

電算申告については、企業等で独自に資産明細書を作成し、評価額、課税標準額まで計算のうえ、調製して償却資産申告書を提出していただいております。

また、耐用年数の改正があった資産につきましては、「取得価格を基礎とする方法」ではなく、「前年度評価額を基礎とする方法」により計算することとなりますのでご注意ください。

6 申告書類について

申告された書類は、そのまま電算入力しますので、正確に記載してください。

なお、書き方については、6ページ以降を参照してください。

- 償却資産申告書(償却資産課税台帳)
企業電算にされていない事業者の方は、取得価額欄の下半分(評価額、決定価額、課税標準額)には記入しないでください。
- 種類別明細書(一覧表)
新規以外の事業者の方には、当年度入力分を記載して交付します。
この明細書は、資産の異動にかかわらず償却資産申告書に添付してください。企業電算にされている事業者の方については交付されません。

●リース資産について

ファイナンス・リース取引のうち、所有権移転外ファイナンス・リースについて、国税においては、平成20年4月1日以降に締結したものは、原則として売買に準じた方法により借主が減価償却を行うものとされましたが、償却資産(固定資産税)においては、従来どおりリース会社等の資産の貸主(所有者)が、当該資産を申告する必要があります。

なお、平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項または所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、当該リース資産の所有者が取得した際における取得価額が20万円未満の資産は、償却資産の申告対象から除かれます。

II 償却資産の種類とその例

1 業種別の主な償却資産

業 種	主 な 償 却 資 産 の 内 容
事 務 所	造作費(借用事務所)、応接セット、事務机・イス、キャビネット、ロッカー、コンピューター、テレビ、ネオンサイン、ファクシミリ、エアコンディショナー、タイムレコーダー、コピー機、ワープロ、金庫、看板 など
喫 茶 ・ 飲 食 店	造作費(借用店舗)、カウンター、レジスター、看板、カラオケ、タオル蒸器、冷蔵庫、ガスレンジ等厨房用品、ネオンサイン、製麺機、自動販売機、室内装飾品 など
理 ・ 美 容 業	理・美容イス、消毒殺菌器、ドライヤー、赤外線等美容機器、パーマ器、湯沸器、サインポール など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス、ミシン、給排水設備 など
小 売 業	陳列ケース、照明設備、冷凍機、肉切り機、ひき肉機、電子秤、冷蔵ストッカー など
ガソリン給油所	ガソリン計量機、リフト、充電器、コンプレッサー、独立キャノピー、地下タンク、消火器、構内舗装、検査工具、POSシステム、洗車機 など
自 動 車 修 理 業	旋盤、ホーニング、チェーンブロック、コンデンサー、グラインダー、オイルクリーナー、測定工具、取付工具、切削工具、塗装設備、溶接機 など
金 属 製 品 加 工 業	ボール盤、フライス盤、カッター、研磨機、クレーン、受・変電設備、圧縮機 など
土 木 建 築 業	ユンボ、ブルドーザー、タイヤショベル、レベル、ラインマーカ、トランシット、クレーン車、大型特殊自動車(標識の分類番号「0」、「00～09」及び「000～099」、「9」、「90～99」及び「900～999」 など
医 療 ・ 薬 局 業	薬品戸棚、ベッド、エックス線装置、顕微鏡、消毒殺菌用機器、心電計、手術台、歯科診療用ユニット、保育器、光学検査機器、投影機、ファイバースコープ など
不 動 産 貸 付 業	金属造の塀、コンクリート造の塀、立体駐車場のターンテーブルおよび機器部分、駐車場舗装、自転車置場、ごみ置き場、エアコン、屋外照明、太陽光発電システム、屋外給排水設備 など
公 衆 浴 場	煙突、井戸、ボイラー、温水器、動力ポンプ など
発 電 業 (売 電)	太陽光パネル、架台、送電設備、電力量計、パワーコンディショナー、フェンス、舗装、砂利 など
農 畜 産 業	ビニールハウス、農業用機械・器具、家畜用設備、加温機 など

2 資産種類ごとの主な償却資産

資産種類		内 容	
第1種	構	構築物	門、塀、構内舗装(含 駐車場舗装路面)、貯水池、屋外排水溝、屋外広告塔、独立キャノピー、側溝、花壇・緑化施設、庭園、その他土地に定着した土木設備、堆肥舎、畜舎、ビニールハウス
	築物	建物 附属設備	受変電・自家発電設備、蓄電池電源設備、屋外給排水、そで看板、ガス引込み設備、可動間仕切り、日除け設備、中央監視装置、屋外受水槽・浄化槽・貯水槽 生産事業(製造・加工・修理等)の工程上必要な設備 建物から独立した設備(スポットライト、外灯等) 建物の所有者以外の者が施工した内部造作
第2種		機 械 及 び 装 置	工作機械、木工機械、印刷機械、製造加工機械、ポンプ、モーター、厨房機器、機械式駐車場、洗車業用設備、ガソリンスタンド設備、土木建設機械(クレーン車等)、太陽光発電設備、農業用機械、ドローン
第3種		船 舶	貨物船、釣船、客船、漁船、タンカー、ボート、はしけ
第4種		航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
第5種		車 両 及 び 運搬具	フォークリフト等の大型特殊自動車(自動車税、軽自動車税の課税客体であるものを除く)、台車、構内運搬車 動力運搬車
第6種		工 具 器 具 及 び 備 品	自動販売機、事務机、ロッカー・キャビネット、金庫、パソコン、レジスター、テレビ・カラオケ、ファクシミリ、エアーコンディショナー、陳列ケース、冷蔵庫、洗濯機、医療機器、測定工具、検査工具、理・美容機器、農業用器具

3 申告の対象とならない資産

- 1 自動車税、軽自動車税の課税客体となるもの
- 2 棚卸資産(貯蔵品、商品等)
- 3 非減価償却資産(書画、骨董等で希少価値を有し代替性のないもの)
- 4 生物(ただし、観賞用生物は申告の対象になる)
- 5 無形固定資産(電話加入権、特許権等)
- 6 繰延資産

4 建物附属設備における家屋との区分

建物附属設備においては、建築見積書に計上されていても、税法上家屋として評価するものと、償却資産として評価するものとに区分されます。

主なものは、次のとおりです。

設備の種類	設備の分類	家屋で評価するもの	償却資産で評価するもの
電 気 設 備	受変電設備		設備一式(含 配管)
	予備電源設備		蓄電池設備、 発電機設備(含 配管配線)
	中央監視制御装置		装置一式(含 配管配線)
	電灯照明設備	屋内照明設備 配分電盤(含 配線)	屋外照明設備
	電力引込み設備		引込開閉器盤及び屋外の 配線
	動力配線設備	右記以外の設備一式	特定の生産又は業務用設 備一式
	電話設備	配管及び配線	電話器、交換器等の設備
	拡声装置	配管及び配線	マイク、スピーカー、アンプ 等の装置
	インターホン設備	配管及び配線	インターホン機器
	電気時計設備	配管及び配線	時計、配電盤等の装置・器 具類
	火災報知器設備	屋内の装置一式	屋外の装置一式
給排水設備	水源		井 戸
	給水設備	屋内給排水設備 屋内受水槽	屋外給排水管 屋外受水槽
		高架水槽	独立した給水塔
排水設備	右記以外の設備一式	特定の生産又は業務用設 備一式、屋外設備一式	
給湯設備 ガス設備	局所式給湯法 中央式給湯法	中央式給湯設備一式 屋内配線、バルブ	湯沸器、公衆浴場の元釜 補助釜、事業用ボイラー、元 釜槽、メーターから外の配管
衛生設備 換気設備		屋内設備一式	
避雷設備		家屋と一体の設備	独立した避雷設備
空調設備		家屋と一体の設備 (ダクトあり)	パッケージエアコン
消火設備		消火栓、ドレンチャー スプリンクラー	消火器、ホース、ノズル
運搬設備		エレベーター、気送管 ダムウエーター	気送子
そ の 他		自 動 扉	可動間仕切り、広告塔

Ⅲ 償却資産申告書の書き方等

1 申告書の書き方

※ 申告書は同じものを2部送付していますが、1部は申告者の控え用です。

(1) 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

- ① 「1・2 住所 氏名」・・・電話番号・屋号まで記入してください。押印は不要です。
- ② 「3 個人番号または法人番号」・・・別紙「重要」を参考に添付書類をご準備ください。
- ③ 「15 事業所の所在地」・・・西都市内の事業所の所在地を記入してください。
- ④ 「16 借用資産」・・・主なリース会社を記入してください。
- ⑤ 「取得価額」・・・(イ)～(ニ)までは、それぞれ記入してください。
(ホ)(ヘ)(ト)は、記入の必要はありません。

※ (イ) 前年前に取得したもの・・・令和4年以前に取得した資産

(ロ) 前年中に減少したもの・・・令和5年中に減少した資産

(ハ) 前年中に取得したもの・・・令和5年中に取得した資産

- ⑥ 増減がない場合「18 備考」・・・「増減なし」と記入してください。
- ⑦ 解散・廃業などの場合「18 備考」・・・その旨を記載して提出してください。

(2) 種類別明細書(一覧表)

- ① 「資産の種類」及び「年号」は、下表の区分により、記載してください。

資産の種類	番号	年号	番号
構築物及び建物附属設備	1	明治	1
機械及び装置	2	大正	2
船舶	3	昭和	3
航空機	4	平成	4
車両及び運搬具	5	令和	5
工具・器具及び備品	6		

- ② 物件の取り消し

資産コードを○で囲み、物件全体を1本線で消します。

- ③ 項目の修正

資産コードを○で囲み、訂正箇所を1本線で消して訂正します。

- ④ 新規取得

空いている行に、資産の種類、名称、数量、取得年月、取得価額、耐用年数を記入して、増加事由の該当する番号を記入します。資産コードは記入しないでください。

2 償却資産の評価方法

(1) 減価率表(旧定率法の償却率)

減価率一覧表(減価残存率表も含む)

耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$			$1 - \frac{\text{減価率}}{2}$	$1 - \text{減価率}$
2	0.684	0.658	0.316	14	0.152	0.924	0.848
3	0.536	0.732	0.464	15	0.142	0.929	0.858
4	0.438	0.781	0.562	16	0.134	0.933	0.866
5	0.369	0.815	0.631	17	0.127	0.936	0.873
6	0.319	0.840	0.681	18	0.120	0.940	0.880
7	0.280	0.860	0.720	19	0.114	0.943	0.886
8	0.250	0.875	0.750	20	0.109	0.945	0.891
9	0.226	0.887	0.774	21	0.104	0.948	0.896
10	0.206	0.897	0.794	22	0.099	0.950	0.901
11	0.189	0.905	0.811	23	0.095	0.952	0.905
12	0.175	0.912	0.825	24	0.092	0.954	0.908
13	0.162	0.919	0.838	25	0.088	0.956	0.912

(2) 評価額の計算方法

前年中取得のもの $\text{取得価額} \times (1 - \text{減価率} / 2) = \text{評価額}$

※ 小数点第4位以下切り捨て

前年前取得のもの $\text{前年評価額} \times (1 - \text{減価率}) = \text{評価額}$

(3) 評価額計算の具体例

取得価額500,000円、取得時期令和5年5月、耐用年数5年のレジスターの場合

令和6年度 = $500,000 \text{円} \times 0.815 = 407,500 \text{円}$

令和7年度 = $407,500 \text{円} \times 0.631 = 257,132 \text{円}$

令和8年度 = $257,132 \text{円} \times 0.631 = 162,250 \text{円}$

令和9年度 = $162,250 \text{円} \times 0.631 = 102,379 \text{円}$

令和10年度 = $102,379 \text{円} \times 0.631 = 64,601 \text{円}$

令和11年度 = $64,601 \text{円} \times 0.631 = 40,763 \text{円}$

令和12年度 = $40,763 \text{円} \times 0.631 = 25,721 \text{円}$

令和13年度 = $25,000 \text{円} (\text{取得価額の} 5\%) > 25,721 \text{円} \times 0.631 = 16,229 \text{円}$

令和14年度以降 = $25,000 \text{円} (\text{取得価額の} 5\%)$

※ 評価額が取得価額の5%未満になる場合は、5%でとどめます。この場合、令和13年度で算出額が取得価額の5%(25,000円)より小さくなりますので、この年度以降の評価額は、25,000円となります。

3 国 税 と 固 定 資 産 税 の 比 較

項 目	国 税 の 取 扱 い	固 定 資 産 税 の 取 扱 い
償却計算の期間	事業年度	暦年(賦課期日制度)
減価償却の方法	一般の資産は、定率法・定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は、「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日以降、平成24年3月31日以前は「250%定率法」 ・平成19年3月31日以前は「旧定率法」	定率法 ※減価率は、法人税の「旧定率法」で使用する償却率と同じ
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
圧縮記帳の制度	認められます	認められません
特別償却・割増償却	認められます	認められません
増加償却(所得税法・法人税法)	認められます	認められます
評価額の最低限度	備忘価額(1円まで)	取得価額の5%
改良費	合算評価	区分評価(改良を加えられた資産と改良費を区分して評価)

4 課 税 標 準 額 、 免 税 点 、 税 額 、 納 期

- (1) 課税標準額
賦課期日(1月1日)における全資産の評価額の合計額が、課税標準額になります。
- (2) 免 税 点
課税標準額が合計150万円未満の場合は、課税されません。
- (3) 税 額
課税標準額×税率(1.6/100)＝税額となります。
- (4) 納 期
年税額は、4回の納期(4月・8月・12月・2月)に分けて納めていただくことになります。

5 そ の 他

- (1) 決算等により当初申告と相違が生じた時には、速やかに修正申告を行ってください。
- (2) 申告期限後に提出された場合は、当初課税に間に合わなくなることもあり、この場合第2期以降で税額の変更(通知)を行うことになりますので予めご了承ください。

申告書の提出・問い合わせ先

〒881-8501 宮崎県西都市聖陵町2丁目1番地
Tel.0983-43-1197 西都市役所 税務課 資産税係